

(平成21年5月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

## 大分国民年金 事案 514

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から昭和 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 42 年に国民年金に任意加入して以降、国民年金保険料は自治会の納付組織を通じて納付を続けてきた。申立期間前後は市役所に勤務していた夫の扶養に入っており、生活にも変化が無いにもかかわらず、資格が喪失され、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和 42 年 12 月から申立期間直前の 58 年 12 月までの国民年金保険料をすべて納付している上、平成 18 年 12 月（60 歳到達時）までの国民年金加入期間について未納はなく、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金任意加入被保険者資格の喪失手続をした記憶はないと主張しているところ、申立人の夫は、申立期間の前後を通じて地方公務員であり、申立期間中に公用収用のため自宅を数軒先に新築移転したものの、申立人が所属する自治会は変わっていない等、経済状況及び生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人の主張に不合理な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から46年3月まで

私は、高校を卒業してから昭和47年3月頃までA都道府県で理容師の修業中であった。申立期間の住民票は、実家のB都道府県C市から異動させておらず、私の両親が実家で私の国民年金の加入手続を行なった上、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとされる申立人の両親は、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の兄（次男）が両親と同居していた期間について、両親が申立人の兄（次男）の国民年金保険料を納付していたことが推認でき、申立人の両親の納付意識の高さがうかがえる。

また、C市の申立人に係る国民年金被保険者名簿から、申立人の国民年金への加入手続が行われたのは昭和46年12月であることが確認できるところ、この時点では、申立期間のうち44年10月から46年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であり、申立人の両親の納付意識の高さを踏まえると、申立人の両親が、当該期間についても過年度納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和43年9月から44年9月までの期間は、申立人の国民年金への加入手続が行われた46年12月時点では、既に時効により国民年金保険料を納付することができなかつた期間である上、申立人の両親が、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書

等)は無いほか、保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 39 年 10 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで  
② 昭和 37 年 4 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月まで

私は、国民年金制度創設当初から妻と二人で国民年金に加入し、妻が、地区の婦人会を通じて国民年金保険料を納付していた。

昭和 37 年度半ばに、私の妻が国民年金制度に対して不信感を抱いたため、途中で国民年金保険料の納付を止めた時期もあるが、私の分の保険料だけは、継続して納付してくれていたもので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金加入期間について、申立期間及び 53 年 1 月から同年 3 月の期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②については、6 か月と短期間である上、申立人の妻は、「昭和 37 年 3 月に母が死亡し、同年 6 月に A 市役所から母の老齢福祉年金の通知があったため市役所に出向いたが、母の老齢福祉年金の受給額に不信を抱き、間もなく私の国民年金保険料の納付を止めた。しかし、夫の国民年金保険料については継続して納付した。」と主張しているところ、社会保険庁の申立人の妻に係る特殊台帳及びオンライン記録から、申立人の妻は、昭和 37 年度に 6 か月の保険料納付済み期間があることが確認できるものの、当該納付済み期間が具体的にどの期間の納付を示すものであるかまでは特定できない。

このことから、申立人の妻の昭和 37 年度の 6 か月の納付済み期間は、昭和

37年4月から同年9月までが納付済みである可能性も否定できず、申立人の主張を前提とすると、申立期間②である37年4月から同年9月までの国民年金保険料は夫婦共に納付し、同年10月以降は申立人の保険料のみ納付していたと考えても、特段不自然な点は見られない。

さらに、申立期間③については、6か月と短期間であるとともに、申立期間③前後の国民年金保険料は納付済みとなっているところ、あえて申立期間③の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

一方、申立期間①については、申立人の妻が、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間は未納となっていることが確認できるほか、申立期間①の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から同年9月までの期間及び39年10月から40年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大分国民年金 事案 516

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から47年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年1月から47年3月まで

私が20歳になった頃は大工の見習いをしており、収入が少なかったため、母親が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も納めてくれていた。当時、母親は地区の婦人会の役員をしており、婦人会の会長が家に来て、「20歳になったので国民年金に加入した方がよい。」と母親に勧めていたのを私も聞いていた。私が結婚し、A市からB村に転居し、自分達で国民年金保険料の納付を始めるまで、母親が保険料を納付してくれていたため、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和47年6月ごろに払い出されたことが推認できるところ、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は123か月と長期間であるほか、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等の詳細が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から53年3月まで

私は、国民年金の制度発足時には未加入であったが、A市役所で国民年金の加入手続を行った際に、市の職員の指導により、昭和36年4月までさかのぼって、それまでの未納保険料を一括納付した。部分的に、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金への加入時期、納付金額等についての記憶は曖昧であり、具体的な国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、国民年金への加入手続と同時に、申立期間を含む昭和36年度からの国民年金保険料をさかのぼって一括納付したと主張しているところ、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人は55年6月14日に国民年金に加入し、その時点で、未納期間のうち申立期間を除く、36年4月から46年3月までの期間（120月）を特例納付、及び53年4月から55年3月までの期間（24月）を過年度納付した記録が確認できる。

このことについて、申立人が国民年金に加入した昭和55年度時点では、60歳到達時まで国民年金保険料を納付した場合の通算の保険料納付済み月数は159か月となり、年金受給に必要な最低限の納付月数（300月）を満たさないことから、申立人の上記特例納付及び過年度納付（合計144月納付）は、年金受給に必要な納付月数を満たすことを目的としていたものと考えられ、申立人が、申立期間の国民年金保険料も合わせて特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されて



いたことをうかがわせる事情、及び申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から41年3月まで

昭和41年4月にA市へ転入した際に国民年金に加入したが、数か月後に、地区の婦人会の役員が来訪して、市から依頼されたと言って、過去にさかのぼって数千円の年金保険料を請求された。当時は大金だったのですぐには払えなかったが、後日、お金を工面して一括して婦人会の役員に納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を地区の婦人会を通じてさかのぼって一括納付したと主張しているところ、A市は、申立期間当時、婦人会では、現年度の国民年金保険料のみを徴収し、過年度納付及び特例納付の保険料は取り扱っていなかったと回答しており、申立人の主張と当時のA市の婦人会における国民年金保険料の徴収方法には相違が見られる。

さらに、申立人がA市へ転入したのは、住民票の記録から昭和41年4月1日であることが確認できるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する国民年金手帳に記載された発行日から、41年10月ごろと推認できるところ、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、特例納付の実施時期でもない。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人に係る国民年金被保険者名簿には、資格取得日（20歳到達時）が誤って記載された上で、後日訂正されていることが確認できるものの、当該記載をもって申立期間の国民年金保険

料が納付されていたとは認め難く、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。